

# 令和7年第3回（6月）佐渡市議会定例会会議録（第1号）

令和7年6月13日（金曜日）

## 議事日程（第1号）

令和7年6月13日（金）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第64号から議案第72号まで
- 第 6 請願第2号、陳情第2号、陳情第3号
- 第 7 発議案第4号
- 第 8 諸般の報告

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（21名）

1番	村川拓人君	2番	川原茂君
3番	坂下真斗君	4番	栗山嘉男君
5番	佐々木ひとみ君	6番	平田和太龍君
7番	山本健二君	8番	林純一君
9番	佐藤定君	10番	中川健二君
11番	広瀬大海君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	駒形信雄君
15番	坂下善英君	16番	山本卓君
17番	中川直美君	18番	佐藤孝君
19番	近藤和義君	20番	室岡啓史君
21番	金田淳一君		

## 欠席議員（なし）

## 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	教育長	香遠正浩君
総務部長	岩崎洋昭君	企画部長	北見太志君

財務部長	平	山	栄	祐	君	市民生活部長	市	橋	法	子	君
社会福祉部長	吉	川		明	君	地域振興部長	門	田		靖	君
農林水産部長	中	川	克	典	君	観光文化次長	小	林	大	吾	君
建設部長	佐々	木	雅	彦	君	観光文化次長	笠	井	貴	弘	君
消防長	中	野	照	之	君	下水道長	増	家	由	季	君
両津病院院長	倉	内		学	君						

---

事務局職員出席者

事務局長	中	川	雅	史	君	事務局次長	服	部	真	樹	君
議事調査係	池		秀	和	君	議事調査係	余	湖	巳	和	君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（金田淳一君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回（6月）佐渡市議会定例会を開会いたします。
- 本日の会議のデータは、今定例会のフォルダーにアップしたとおりであります。
- 

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（金田淳一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今定例会の会議録署名議員は、3番、坂下真斗君及び5番、佐々木ひとみ君を指名いたします。
- 

#### 日程第2 会期の決定

- 議長（金田淳一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月30日までの18日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。
- よって、今期定例会の会期は18日間に決定いたしました。
- なお、会期中の予定は会期日程表のとおりであります。
- ここで、議会中継を御覧の皆様へ申し上げます。
- 今会期中の予定は、佐渡市議会のホームページ、佐渡テレビなどによりお知らせしております。
- 主な日程は、一般質問が18日から20日の午前中まで、常任委員会審査が24日から26日まで、いずれも10時からで、傍聴可能であります。
- 皆様のお越しをお待ちしております。
- 

#### 日程第3 諸般の報告

- 議長（金田淳一君） 日程第3、諸般の報告を行います。
- 諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。
- 

#### 日程第4 行政報告

- 議長（金田淳一君） 日程第4、行政報告を行います。
- 市長から行政報告の申出があるので、これを許します。
- 渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

- 市長（渡辺竜五君） おはようございます。それでは、令和7年第3回（6月）佐渡市議会定例会に当たりまして、令和7年第2回（2月）佐渡市議会定例会後の報告案件について御報告を申し上げます。
- まず、今定例会における報告事件についてです。報告第3号及び第4号につきましては、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて専決処分しましたので、報告するものでございます。

報告第5号 令和6年度佐渡市一般会計継続費繰越計算書については、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

報告第6号 令和6年度佐渡市一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。さきの議会で議決いただいた事業ごとの繰越額が確定したもので、繰越額は28億7,755万2,000円となります。主な内容は、資材調達、原材料などの納入に遅延が生じた廃棄物処理施設災害復旧事業、関係者などとの協議に不測の日数を要した道路橋梁改良舗装事業などを繰り越すものでございます。

報告第7号 令和6年度佐渡市一般会計事故繰越し繰越計算書については、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。内容は、施工中に新たな被災箇所が確認されたことに伴い、復旧工法の検討に想定外の日数を要したため、令和5年災林業施設災害復旧事業を事故繰越するものでございます。

報告第8号 令和6年度佐渡市すこやか両津特別会計事故繰越し繰越計算書については、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。内容は、ネットワーク工事について、使用予定の機器及び材料の調達が遅れたため、事故繰越するものでございます。

報告第9号 令和6年度佐渡市病院事業会計継続費繰越計算書については、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

報告第10号 令和6年度佐渡市水道事業会計予算繰越計算書について、報告第11号 令和6年度佐渡市下水道事業会計予算繰越計算書については、地方公営企業法第26条第3項の規定により、建設改良による経費の繰越額を別紙のとおり報告するものでございます。主な内容は、他事業との工程調整や関係者などとの協議に時間を要したことによる工期の変更などに伴い、繰越するものでございます。

報告第12号から報告第14号までにつきましては、佐渡市が出資する法人の経営状況の報告を行うものでございます。内容は、報告第12号では佐渡市土地開発公社について、報告第13号では一般社団法人佐渡観光交流機構について、報告第14号では一般財団法人佐渡文化財団について、それぞれ決算及び計画などに関する書類を提出するものでございます。

続きまして、2月定例会後の本市における主な出来事について行政報告をさせていただきます。

1、佐渡市生活応援券の発行について。物価高の影響を受ける市民の皆様の生活を応援するため、4月24日から市内登録店で利用できる佐渡市生活応援券事業を開始いたしました。この応援券は、購入型と配布型の2種類がございます。購入型は、ワンセット6,500円分を5,000円で購入できるもので、3万200セット限定販売のところ、3万4,818セットのお申込みをいただきました。また、配布型は、18歳以下の児童1人当たり5,000円の応援券を無料で配布するものでございます。購入型は6月16日から、配布型は7月中旬以降からお手元に届き次第御利用でき、使用期限はともに12月31日までとなります。引き続き周知を図り、多くの皆様に佐渡市生活応援券を利用していただきたいと思いますと考えております。

2、台湾高雄市龍華小学校と河原田小学校との交流について。去る5月13日から14日にかけての2日間、佐渡市と友好交流協定を結んでいる台湾高雄市より龍華小学校の3年生から6年生の児童18名と教職員、保護者による訪問団が来島し、河原田小学校との交流を行いました。13日には河原田小学校で各学年に分かれて授業に参加し、給食を一緒に食べるなどの交流を行ったほか、歓迎会では双方の児童による演奏や

記念品の交換が行われ、心温まるひとときを過ごしていただきました。言葉が違ってもしっかりと気持ちが通じ合えることを子供たち自身が実感できる貴重な体験になったものと考えております。14日には市役所へ訪問いただいたほか、佐渡金山などの観光地を巡り、2日間を通じて佐渡の魅力を実感いただいたところでございます。今後もこのような国際交流の機会を継続、発展させ、子供たちが多様な文化や価値観に触れる機会を広げていきたいと考えております。

3、拉致問題早期解決に向けての取組について。去る5月13日、駐日米国大使館の拉致問題担当であるジェローム・ライアン一等書記官が来島され、佐渡市役所において曾我ひとみさんとの面会、その後、拉致現場を視察していただきました。面会では、ジェローム・ライアン一等書記官より「曾我ひとみさんに直接話を聞くことができ、拉致問題への理解が深められた。拉致被害者が一日も早く帰国できるよう、日本政府の取組を支持する」との心強いお言葉をいただいたところでございます。また、5月15日の拉致被害者関係市連絡会では、拉致問題の早期解決に向け、米国への協力要請を強めていくことを確認し、本年4月に着任したジョージ・グラス駐日米国大使に面会を求める方針を決定いたしました。引き続き政府や関係機関に対し積極的に要望活動を行ってまいります。

4、新両津病院の開院について。新両津病院について、4月17日に建設工事が完了し、5月1日に開院、7日から一般外来診療を開始したところでございます。新病院では、感染症の流行時に患者の動線を分ける工夫や電子カルテの導入による効率化などを行っておるところでございます。これからも中核病院である佐渡総合病院と連携しながら、持続可能な医療体制を構築し、地域に密着した医療提供を行えるように努めてまいります。

5、離島のライフラインの維持等に関する政府与党への要望活動について。去る4月21日、公明党離島振興対策本部の本部長、山本博司参議院議員をはじめ4名の国会議員が来島され、佐渡総合病院や佐和田浄水場などの市内のライフラインの現状を視察いただきました。5月21日には関係省庁との意見交換会も開催いただき、上下水道やごみ処理施設の維持など、人口減少社会への対応における課題について、国による対策の重要性を認識していただいたところでございます。また、同じく5月21日には自民党の森山裕幹事長が会長を務められる有人国境離島議連の会合にお招きいただき、令和8年度末で期限を迎える有人国境離島法の延長をお願いするとともに、離島のライフラインの維持や離島航路を利用する観光客など、交流人口の拡大にも財政措置を拡充するよう要望させていただいたところでございます。引き続き離島における他の自治体との広域化が不可能なライフラインの維持への支援、こういうものにつきながら全国離島振興協議会など、あらゆる機会を通して強く要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 報告案件の第13号、第14号、観光交流機構と文化財団の件についてちょっとお尋ねをいたします。

まず観光交流機構の関係ですが、6月3日付で令和4年度の不祥事というか、不適正な事務手続の改善についての市の対応状況がホームページ上に載っておりますので、その観点で聞きたいのですが、結果的にどういふふう負担金や補助金の在り方を変えたのか、どういふ規定をしたのか。過去にも聞いてはい

るのですが、こういう機会ですから、まず教えていただきたいというのが1つです。とりわけ文化財団との比較でいうと、全く財政の支出方法が違いますよね。負担金と補助金で全然違うので。その点で聞きたいというのが1点です。

2つ目。同じことですが、似たような内容ですが、人員体制、以前は市の職員を派遣した云々というのを、それをやめる云々という話もあって、現在一体どうなっているのか、令和7年度以降はどうなるのか改めて聞きたいということです。

3つ目には、監査指摘に対して、市の役割とDMOの役割をはっきりさせますと。市は、制度と仕組みを主体とした公益的な役割をやる。そして、DMOについては、マーケティングなどの公益的な役割という。よく分からないので、分かりやすく教えていただきたいというふうに思います。

そして、最後、予算の関係ですが、佐渡市の業務委託12件は全てこれ随意契約なのではないかということをお伺いしたい。プライマリーバランスで財政をよくしなければいけないので、随意契約だとやっぱり高くなるのではないかなと思うので、その辺どういう形になっているのかお尋ねしたいというのが観光DMOについてであります。

第14号の文化財団の関係です。これも同じく、現在の人員体制はどのようになっているのか。以前までは教育委員会だったのだけれども、教育長、安心していいのです。向こうの観光文化スポーツ部長が答えることになっているので。新たな体制なので、どうなっているのかお尋ねをしたい。

2点目。これ以前にも言ったのですが、決算書見てください。決算書見ると決算額しかないのだ。観光交流機構は、当初予算額があって、決算額があって、幾ら余りましたかみたいのが分かるのだけれども、文化財団はこれ分からない。理事会でもこれ分からないのではないかとこのだけれども、あなた方ちゃんとこれ見ているのかと。そういう意味でいうと、文化財団の清算金は一体幾らだったのか。文化財団のは補助金ですから、余ったら返さなければならぬというのは明確になっているのだけれども、どうなのか。その辺をまず聞きたいと思います。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午前10時13分 休憩

---

午前10時14分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

小林観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（小林大吾君） 御説明申し上げます。

まず、佐渡観光交流機構の不適切事案についての御説明のほうさせていただきます。今回、6月3日付で我々の改善報告というものを outsending していただいたところでございますけれども、これまで観光交流機構に支払っていた負担金につきましては、その積算根拠が不明であるとか、そういった御指摘をいただいていたところでございます。それにつきましては、我々のほうでもしっかりと観光交流機構のほうから積算根拠、根拠資料というものを頂いて、改めて予算要求のほうをさせていただいているところでございます。

また、負担金につきましては、今年、令和7年3月28日付で負担金要綱のほうを改めて補助金要綱のほうに定めさせていただきまして、今年度からは補助金という形で取扱いのほうをさせていただいていると

ころでございます。

また、観光交流機構の人員体制でございますけれども、現在につきましては、本部職員につきましては8名といった形で運営しているというふうに聞いております。その他案内所につきましては、案内所職員として10名いらっしゃるというふうに聞いています。

続きまして、DMOと市の役割でございますけれども、こちらにつきましては、おとし開催させていただきましたDMOのあり方検討会というところで議論させていただいたものでございます。佐渡市につきましては、公益的なものというところでございます、どちらかというともうけというよりは佐渡市民の皆様には裨益するような事業を行わせていただくというところでございます。また、DMOにつきましては、マーケティングであるとか、コンテンツの造成であるとか、そういった地域をもうけさせるための事業といった形で分けているところでございます。

続きまして、DMOの委託は全て随意契約であるかというところなのですが、こちらにつきましては全て随意契約といった形となっております。

続きまして、文化財団でございますけれども、文化財団の人員体制につきましては、今年度から市からの出向を取りやめておりますので、現在3名体制という形で行っております。時々理事長であるとか理事の方にお手伝いいただき、相互に助け合いながら今運営のほうをさせていただいているものと聞いております。

また、決算額につきましては、こちら決算書ということでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○観光文化スポーツ部長（小林大吾君） 議会の報告のほうに添付されておりませんでしたでしょうか。我々のほうでも一応決算書のほうは有しております。決算書につきましては、経常収益の計としまして2,678万3,855円、また経常経費としまして2,365万2,325円を計上しているものと承知しております。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 後段のほうからいきます。

文化財団の決算書と予算書が載っているのです。当初予算書の中には、昨年度の当初予算書と今年度の当初予算書が表にあるでしょう。そうすると昨年とどうなのか分かるのだけれども、決算書には当初予算が幾らだったかがなくて、決算だけが出ているのです。観光交流機構はそういうことやらないですね。当初予算があって、補正があって、それで幾ら余ったかと、非常に分かりやすいわけだ。これ前から言うのだけれども、何でこういうやり方するのだろう。だから、文化財団の理事会だって困ると思うのだ。令和6年度の決算を見る場合には、令和7年度の当初予算の前年度の当初予算額を見て自分で組み立てないと分からないような決算書になっている。あなた方もそう感じませんでしたか。見ていないのでしょうか、本当は。そのことを言いたいのです。分かりやすくする、しかも公益法人ですし、当然ホームページとかいろいろなところにも載るわけだから、やっぱり市民が見ても分かりやすくするというのを私言うのだけれども、何でこうなのか。前も一回言ったのですよ。一向に直らない。

○議長（金田淳一君） 中川議員、簡潔に質疑をお願いいたします。

○17番（中川直美君） では、簡潔にいきます。

では、補助金に変更したというけれども、どのように変更されたのですか。

2点目。人員は8名とか何人とか聞いているというのですが、あなた方理事として入っているのにそんな何人いると明確に言えないのですか。観光交流機構への令和6年度の委託事業の中で、観光情報発信業務が全くゼロ円になっていますね。これどういうわけですか。

○議長（金田淳一君） 小林観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（小林大吾君） 御説明させていただきます。

文化財団の決算書のほうにつきましては、議員おっしゃるとおり、当初の予算と比較することによって来年度以降の政策の組立てであるとか、その検証というか、できるというふうに感じておりますので、その点については今後改めさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、観光交流機構の人員体制でございますけれども、こちらにつきましても我々のほうで、ちょっと個人名は避けましても、人員も含めて御報告のほうをいただいているところでございます。

また、今回補助金要綱に変えた点につきましては、令和4年度の財政援助団体等の監査結果を踏まえまして、一度令和5年3月に負担金交付要綱を制定したところでございます。同負担金につきましては、実質的に市が観光交流機構の運営費等を財政支援しているといったものであることから、本来補助金として取り扱うべきものでございまして、先ほど申し上げた令和7年3月28日付で負担金交付要綱を運営費補助金交付要綱に改めさせていただきました。また、その中でこれまで体制整備費、運用のほうで10分の7と、7割ということをさせていただいておりましたけれども、今回につきましてはそちらも明文化のほうをさせていただいているというところでございます。

また、当初予算で情報発信業務、今回ゼロ円になっているというところで質疑があったかと思うのですが、こちらにつきましては、昨年度当初予算で盛っていたのですけれども、これにつきましては昨年度も実は最終的にはプロポーザルという形で実施をしております、今年度もプロポーザルで実施をするという予定でございますので、今回は観光交流機構の予算としてはゼロ円としていると承知しております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 私が聞いたのは、令和6年度の決算書の中で観光情報発信業務がゼロ円という決算ですと。それを聞いたのです。あまりくどくど聞くとまた議長に怒られるので、よろしく。それを聞いたの。

○議長（金田淳一君） 小林観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（小林大吾君） 御説明申し上げます。

今の点につきましては、先ほど申し上げたとおり、令和6年度当初予算では盛っていたのですけれども、最終的にはプロポーザルといった形で、ほかの事業者が受注しておりますので、決算ではゼロ円となっているところでございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

日程第5 議案第64号から議案第72号まで

○議長（金田淳一君） 日程第5、議案第64号から議案第72号までについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案の上程をさせていただきます。

議案第64号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について）。本案は、令和7年度の税制改正に伴い、令和7年3月31日付で専決処分をした佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議会の承認を求めるものでございます。主な改正内容は、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴い、総排気量125cc以下で最高出力を4キロワット以下に制御した原動機付自転車に関わる税率を年額2,000円とするなど、地方税法などの改正に伴う所要の改正を行ったものでございます。

議案第65号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、令和7年度の税制改正に伴い、令和7年3月31日付で専決処分をした佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議会の承認を求めるものでございます。主な改正内容は、国民健康保険の中間所得者層の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税額及び後期高齢者支援金課税額に関わる課税限度額を引き上げ、また低所得者層の保険税軽減の拡大を図るため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の所得基準を緩和したものでございます。

議案第66号 佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、条ずれなどの所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第67号 佐渡市若者夫婦及びUIターン者等向け賃貸住宅条例の制定について。本案は、佐渡市若者夫婦向け賃貸住宅を活用し、市内企業がUIターン者などの働き手を積極的に採用して、労働力の定着化を図ることを目的に、条例の全部を改正するものでございます。

議案第68号 財産の無償譲渡について（相川栄町6番の土地）。本案は、合併前の相川町と相川漁業協同組合との間で締結した協定書に基づき、佐渡市相川栄町6番の土地を佐渡漁業協同組合に無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第69号 財産の取得について（学習用タブレット一式）。本案は、佐渡市立小中学校において1人1台の学習用タブレットなどを取得することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第70号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ7億4,369万6,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、冬の佐渡旅魅力向上事業費及び国際交流事業費の経費を計上するほか、定額減税補足給付金事業の経費などを計上し、歳入では土地開発基金廃止に伴う精算金を計上するほか、国、県支出金などを増額計上するものでございます。

議案第71号 令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ60万8,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、高額療養費制度の基準見直しによりシステム改修費などを増額計上し、歳入では一般会計繰入金を増額計上するものでございます。

議案第72号 令和7年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ512万2,000円を追加するものでございます。補正内容は、一般管理費の修繕費を増額計上し、歳入では一般会計繰入金を増額計上するものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田淳一君） これより質疑に入ります。

質疑はなるべく簡潔明瞭に行うことに努めてください。

議案第64号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第64号についての質疑を終結いたします。

議案第65号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 簡潔にということは私のことを言ったので簡潔に聞きますが、中間層の加入層は何％ですか。緩和額は幾らになりますか。結果的にこれをやっても値上げになれば全く意味を持たないのではないのでしょうか。限度額が106万円から109万円に総体として上がるわけなのですが、賦課限度超過世帯割合は何％ですか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

ちょっと最初のほう、申し訳ございません。私のほうで聞き漏らしたようですのであれですが、全体の影響額等についてのお問合せというふうを考えております。先般、専決処分をお願いした2月の議会の際にもお話をさせていただきましたが、今回の限度額の引上げによりまして12世帯に影響があるというふうに見込んでおります。賦課額につきましては、142万円程度の増加ということで見込んでおるところでございます。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午前10時31分 休憩

---

午前10時31分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 中間層の加入者割合は一体、さっき十何世帯という言い方をしたのだけれども、何％になりますかと。それともう一つは、先ほど聞いたのは、賦課限度超過世帯割合が12と言ったか、ということなのかどうなのか。賦課超過割合は、ルールでいうと1.5％に近づくというふうに一般的に言われているのですが、佐渡市の場合はそのようになっているのか。だから、上げる必要私ないのではないかと思うのですが、どうなのか。値上げすれば、中間層の緩和というのだけれども、国会でも議論になってい

るように、全く意味を持たないのではないのですかということです。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 失礼しました。御説明いたします。

割合につきましては、医療分だと0.65%、それから後期分だと1.09%、介護だと2.31%ということになっております。

それから、限度額につきましては、おっしゃるように1.5%ルールでございますけれども、佐渡市の場合には0.6%ということになっております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） そうすると、1.5%はこれあくまでもローカルルールというか、法律には一切書いていないもので、これに従う筋合いはないのですが、佐渡市の場合1.5%にするとどのぐらいになりますか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 説明いたします。

今手元に試算は持っておりません。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第65号についての質疑を終結いたします。

議案第66号 佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第66号についての質疑を終結いたします。

議案第67号 佐渡市若者夫婦及びU I ターン者等向け賃貸住宅条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 全部改正ということなのですが、例規集を見てもこのタイトルのものがないのですが、これ新設なのではないのでしょうかというのが1つです。

2つ目。これ何で両津方面だけなのでしょう。U I ターン云々というのならば、やっぱり南部側にも、国仲にも一定程度あるべきなのではないかなというふうに思って、これ悪いことではないのだけれども、と思うのですが、その辺はどうなっていますかということです。

ちなみに、公営住宅法に基づいての活用ということになっているのだと思うのですが、過去のやつは大臣の許可を得ていると思うのですが、その補助金撤回の関係も含めてこれはもうクリアしているという理解でよろしいですか。

○議長（金田淳一君） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木雅彦君） 御説明いたします。

現在ある条例につきましては、佐渡市若者夫婦向け賃貸住宅条例というのがございまして、そこにU I

ターンをつけるということで、全部改正という形で今回上程のほうさせていただきました。今回その両津地区だけということですが、今回その対象としている大野第2住宅をまず、今の稼働状況を見まして、そこにUIターン者向けということで活用したいということで、今回そこをまず第一に考えて条例のほうを制定してございます。

あと、公営住宅につきまして、今回UIターン者向けに使いたいという大野第2住宅につきましては、これは市の単独住宅になりますので、国土交通省への届出等は必要ない住宅というふうになっております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 全部改正をしているのだけれども、提案理由のときに提案理由の説明があまりなかったのだけれども、一般的なものしかね。書いたものにも。そうすると、大野第2住宅を入れるということだけなのか、一体何なのか。全部改正だから、もともとあったものにそのUIターンを加えたから全部改正で、下の条文は一部改正しただけだというふうに言いたいのかな。そういうふうに。新旧対応表もないし、分からない。我々、全部改正というけれども、調べてみたら同じタイトルもない。多分これだなと思って見たけれども、何がどう変わって、どういう政策目的で変わったのか分からないので、この全部改正の正式な提案理由をお願いします。

○議長（金田淳一君） 門田地域振興部長。

○地域振興部長（門田 靖君） 御説明いたします。

今回の条例の全部改正とした理由でございますが、現在、若者夫婦向け住宅制度に加えまして、市内事業所における労働者不足が深刻化しておりますことから、島外からも積極的に人材を確保することにつきまして、UIターン者向けの増加、定着を促すための施策と考えておりまして、既存の条例の例外規定としてではなく、制度全体の抜本的な見直しを行い、全部改正といたしました。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 大野第2住宅は市のものだ、市営住宅も含めて公営住宅は公営住宅法で縛られているわけで、公営住宅をやるときには大きな補助金があるので、それについては補助金適正化法の関係がある、国土交通省そのものも弾力的な運用をやりなさいというのが最近通知出ているのを知った上で言っているのですが、今地域振興部長が言ったようなことでは、大野第2住宅だけではなくて、さっき言ったように、佐渡は広いわけだから、もっと至るところに、空いている公営住宅いっぱいあるわけだ。使うというのがやっぱり政策的に必要だったのではないかと思うのです。それどうか。

もう一つは、結果的に言うとこれ全部改正ではなくて、結局新たなものをつくるわけだから、法制執務上でいういろいろなあるようなのだけれども、これも新設という柱そのものになるのではないのですか。どうですか。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） まず1つ目の件は、やはり希望のある企業の方々と一定程度距離が近くないと難しい。そして、若い人が入る上で一定程度の広さと、あとまた議員も御指摘のとおり、国の公営事業の法律に引っかけられない、そういうことも大事になってくるわけでございます。そういう点で、稼働率も含めながら、あの場所しか現在ないという認識でございます。大幅な投資をしてこれ以上造るということは考えておりません。今の既存のものをうまく活用できるというところで整理をしたものでございます。

法的なものにつきましては、いろいろ議論もいたしました。当初はあの部分一部改正ということで来たのですが、やはりその物自体は新しくするわけではない、その用途を変えていくということになります。そういう点で、また同じ施設であり、その施設の一部をそのものに一旦変えていくということになるわけでございます。そういう点で、今後全てこの条例で取り組むわけではなくて、今後の状況も変わり次第、もし若者住宅等でまた希望があれば本来の目的に戻さなければいけない。そういう点で、既存の条例に追加する形の全部改正条例ということでやらせていただいたというところでございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第67号についての質疑を終結いたします。

議案第68号 財産の無償譲渡について（相川栄町6番の土地）の質疑を許します。質疑はありますか。山本健二君。

○7番（山本健二君） よろしくお願ひします。

これ埋め立てたところの土地を譲渡したいというのですが、もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

今回の無償譲渡につきましては、相川栄町6番の土地につきまして、旧相川町で実施した海岸埋立て事業に伴い、旧相川漁協への漁業補償の一環としまして、昭和50年10月の協定により旧相川漁協に無償貸与し、その後適法に譲渡可能となった場合は当該土地を無償譲渡するというふうにされております。今回、その協定に基づき、佐渡漁協から譲渡申請があったことから、今回無償譲渡の上程をさせていただいたところですが。

○議長（金田淳一君） 山本健二君。

○7番（山本健二君） それで、今の説明だと漁協のほうから譲渡してくれという申入れがあったというのですが、漁師の方々が今そんなに収入源がないのに、これ今無償でそれこそ使える土地を今度わざわざ税金かかる土地になると思うのですが、何でそういう申請が上がってきたと認識しておりますか。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

もちろん今回の上程につきましては、今ほど言ったとおり、申請書があって、協定があるから上程したという形ではありますが、なぜしたかというところの経緯につきましては、やはり今回そこに取水施設を造るということがあって、そういうことでしたものと思っています。

○議長（金田淳一君） 山本健二君、3回目です。

○7番（山本健二君） 今言ってくれたとおり、そういうのでやって、漁師に負担かからないというのなら私安心するのですが、後々今度漁師に負担かかるようだとこれ今までどおりのほうがいいかなという判断でちょっと聞かせていただきました。終わってすみません。ありがとうございました。

○議長（金田淳一君） 答弁必要ないのですか。

○7番（山本健二君） はい。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第68号についての質疑を終結いたします。

議案第69号 財産の取得について（学習用タブレット一式）の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第69号についての質疑を終結いたします。

これより議案第70号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については分割して行います。

それでは、歳入に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出に関する質疑に入ります。

2款総務費及び3款民生費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 財政調整基金の積立金ですが、5億9,500万円余りを積み立てるわけですが、今年度施政方針でプライマリーが云々ということで、この前、大分市民にも関心があるので、これはどういう中身になりますか。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

2月の定例会のほうで土地開発基金の条例のほうを廃止のほう可決いただきました。その関係で、その清算金として今回歳入のほうに計上しておりますが、その分を財政調整基金のほうに積みせていただいております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 定例記者会見でも言っていましたが、同じところから同じところへ行くわけで大きな違いはないのだけれども、そうすると財政調整基金の現在の積立て残高はどのぐらいになりますか。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

---

午前10時46分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

19億円ぐらいというところになります。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 当初予算では、その繰入れの問題と財政調整基金を使う問題、差引きの問題が出ているわけなので、プライマリーバランス14億円になるので大変だということなのだけれども、今後の何かの繰入れと積立ての予定というのはあるというふうに理解していいのですか。積み立てると財政調整基金を出す予定。財政調整基金は不測の事態に出すものだけれども、今後不測の事態として出すという予定なのか、どうなのか。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

出す予定があれば当初予算のほうに計上しております。なので、現在はありません。ただ、この後は当然繰越金の処理ですとか、あとは災害とか人事委員会勧告のこととかいろいろなものは想定されますが、今のところ予定しているものについては予算に計上しております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

2款総務費及び3款民生費についての質疑を終結いたします。

4款衛生費、6款農林水産業費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

4款衛生費及び6款農林水産業費についての質疑を終結いたします。

7款商工費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 商工費の関係で、国際交流事業と、芸能と食の宝島ということです。これは全て一般財源でやっていますよね。先ほどの財務部長の話ではないけれども、やるべきものは当初にはやるのだけれども、何で急遽この時期にこれを上げることになったのか、経緯を教えてくださいたいのが1つ。

それと、もう一つは、今年度予算にあるのかどうか、過去冬紀行というのもあったではないですか。かなりお得な。今あるのかどうなのかちょっと私認識ありませんけれども、それとの関連も含めてこれどういうふうになっているのかお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（金田淳一君） 小林観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（小林大吾君） 御説明申し上げます。

補正予算でございますけれども、佐渡、我々60万人の入込み客というものを目指している中で、やはり冬の入り込みがどうしても弱いというところを考えまして、今回冬に体験できる観光、芸能体験であるとか、そういった芸能のコンテンツを盛り込ませていただいたほか、冬の魅力としましてやはり佐渡の食というものがございますので、外に食べて出ただけのような、佐渡の食を味わっていただけるように、泊食分離を目的とした予算のほうを計上させていただいたところでございます。

また、こちらの予算につきましては、単費ではなくて、第2世代交付金のほうを活用させていただいているものと認識しております。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） すみません、ちょっと補足いたします。

冬紀行との違いということも含めて、冬紀行ずっと取り組んでおりましたが、今取り組んでおりません。昨年は、冬も食をテーマに少し高いプランを発信させていただきましたが、それについてはやっぱりどうしても冬人数のほうが少ないということでもございました。それで、現状として冬紀行と大きく違う点につきましては、今ゴールデンウィークであるとか夏であるとか、例えば夕食難民であるとか、そういう問題が出ております。そういう点で、かなりいろいろなレストラン等も新たに開設している方もいらっしゃいます。ホテルにしろレストランにしろ、やはり問題は冬のお客様をどうしようかというところに最後は一定程度なるのだろうというふうに考えておりますので、この泊食分離という方法で、1泊朝食をホテルで取っていただいて、飲食店のほうに夜は出ていただく、そのような仕組みづくりでにぎわいを冬に少し取り戻せないか、そして冬の食を最大限生かせないか。そして、冬は一つあれがないのです。アウトドア等ができない、佐渡は。ちょっと遊ぶところが非常に難しいということもございますので、能楽堂を使いながら、能であるとか鬼太鼓であるとか、そういうものが体験もしくは見られるような、そんなような仕組みづくりをセットで取り組んで冬の魅力向上をつくっていきたいというのが1つでございます。

交流事業のほうにつきましては、日中韓の自治体フォーラム等が塩城市で行われるということで、これが当初予算以降に報告があったということで、当初予算には間に合わずに、今回いろいろなことを考えましたが、今後、日中韓の交流、またトキの交流も本年度準備しておるところでございますので、日中韓の交流をしっかりと自治体として取り組んでまいりたいという、そういう思いで今回補正をさせていただいたというところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 国際交流のやつはこれ150万円は分かるのですけれども、だから私が大きく聞いたのは、なぜ今ここ出てこなければならなかったのか。当初予算のときにつくり込みができなかったのか。それとも、いろいろな状況を見て、いや、これ手打たないといけないなということになってやったのか。今夕食難民と言ったけれども、介護難民もいっぱいいるし、医療難民もいっぱいいるのだけれども、夕食、なぜこうなったのかということを知りたいわけ。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） これにつきましては、実は今年の1月、2月、3月、この状況を見ながら、1月、2月も観光のお客様は、すみません、正確な数字はちょっと見ていない。1月が150%ぐらいで、2月は200%を超えていたというふうに記憶しております。これ母数が少ないので、数自体は少ないと。もう一つが、この議論をする中で、やはり冬をどうしていこうというところが実は当初予算までに我々はちょっと議論が間に合わなかったというのも1つございます。そういう点も含めながら、本来当初予算にここまで盛り込めればよかったのですが、1月、2月、3月の状況を踏まえながら、やはりてこ入れが要るのではないかと、そして今年情報発信の年として全体像で取り組んでいく中で、今年の冬もう一段ステップアップが要るのではないかと議論がこの4月、5月で議論をした関係で、この補正ということで対応させていただいたということでもございます。今年の1月、2月、3月の状況を見た上で判断をさせていただいたということで、この点は本来であれば遅いといえばそういう点にもなりますので、今後その辺はしっかりと当

初予算に盛り込みながら事業実施を探っていく形で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 冬紀行をやめる時点で、変な言い方だけれども、冬場が駄目だというのはいつも分かっている話で、当然組まれるべきものなののが今になって出てきたということに私非常に疑問を持ったわけです。

1,000万円余りなのですが、これ全て観光交流機構に随意契約ということでよろしいですね。

○議長（金田淳一君） 小林観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（小林大吾君） 御説明いたします。

その点につきましては今検討中ではございますけれども、やはり地域の泊食分離をするに当たって地域の飲食店とのつながり等々が重要となってきておりますので、現在、観光交流機構が一番適しているのではないかと考えているところではございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

7款商工費についての質疑を終結いたします。

以上で議案第70号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）についての質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時56分 休憩

---

午前11時05分 再開

○議長（金田淳一君） 再開いたします。

議案第71号 令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第71号についての質疑を終結いたします。

議案第72号 令和7年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第72号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第64号から議案第72号までについては、お手元に配付した委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

日程第6 請願第2号、陳情第2号、陳情第3号

○議長（金田淳一君） 日程第6、請願第2号、陳情第2号、陳情第3号についてを議題といたします。

本案については、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり、それぞれの所管する常任委員会に付託いたします。

---

日程第7 発議案第4号

○議長（金田淳一君） 日程第7、発議案第4号 決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。  
提出者の説明を求めます。

山田伸之君。

〔12番 山田伸之君登壇〕

○12番（山田伸之君）

発議案第4号

決算審査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年6月13日

佐渡市議会議長 金 田 淳 一 様

提出者	佐渡市議会議員	山 田 伸 之
賛成者		山 本 卓
”		駒 形 信 雄
”		平 田 和太龍
”		中 川 直 美
”		中 川 健 二
”		荒 井 眞 理
”		近 藤 和 義

決算審査特別委員会の設置について

佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

記

1 特別委員会の名称  
決算審査特別委員会

2 付託事件  
令和6年度決算の認定について

3 委員の定数  
8人

4 期間  
上記付託事項が終了するまでの期間とし、議会閉会中も活動を行う

5 費用  
予算の範囲内

提案理由。令和6年度決算の認定について特別委員会を設置するものであります。

以上、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（金田淳一君） お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第4号 決算審査特別委員会の設置についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

発議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 諸般の報告

○議長（金田淳一君） 日程第8、諸般の報告を行います。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において次の8名の諸君を指名いたしましたので、御報告いたします。

村川 拓人君 川原 茂君 坂下 真斗君 栗山 嘉男君  
佐々木 ひとみ君 平田 和太龍君 山本 健二君 広瀬 大海君  
以上であります。

暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

---

午前11時09分 再開

○議長（金田淳一君） 再開いたします。

委員会条例第9条第2項に基づき、決算審査特別委員会正副委員長の互選が行われておりますので、その結果について御報告いたします。

委員長 平田 和太龍君  
副委員長 広瀬 大海君  
以上であります。

---

○議長（金田淳一君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、6月18日水曜日午前10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時10分 散会